



【発信日】令和5年3月10日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 ②③番窓口）

地域づくり部市民生活・統計課 担当者名 吉田、加藤、橋本

電話 0779-66-1111 内線 1205～1208

書かない窓口がスタート！

～大野市役所の窓口の申請や届け出が、書かずに簡単に～

住民票や戸籍、所得証明などの発行申請、転入、転居など住民異動届け出について、窓口で書かずに手続きができるようになりました。

窓口職員が、来庁者の身分証明書の提示を受けて聞き取りし、申請書や届出書を作成することで、来庁者の手間と時間を縮減します。

オンライン申請や書類を作成することが苦手な市民に対し、デジタルの力を利用して便利でやさしい窓口対応を推進します。

記

1 利用できる窓口

市民生活統計課、和泉地区交流センター、こども支援課、福祉課、健康長寿課など

2 利用日時

市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

3 便利なポイント

- ・作成された申請書や届出書などを確認し、署名をすることで手続きが完了します
 - ・書類記入の負担が軽減されます
 - ・引っ越しなどに伴う各種手続きの申請書に、住所などを何度も書く必要がなくなります
- ※ 住民異動を伴う国民健康保険や児童手当、上下水道などの主な手続きが対象です